

## 妊婦体験ジャケット貸出要領

### 1 趣旨

この要領は、山口県産業労働部労働政策課が管理する妊婦体験ジャケット等の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

### 2 貸出物品

妊婦体験ジャケット及びその付属品（以下「妊婦体験ジャケット等」という。）2セット以内

### 3 貸出対象者

- ①民間の企業又は団体
- ②県、市町、教育機関その他の機関又は団体
- ③その他労働政策課長が適当と認める者

### 4 貸出期間

原則として7日以内（貸出日及び返却日を含む。）

### 5 貸出料金

無料とする。ただし、貸出しに伴う運搬又は保管に要する費用は、貸出しを希望する者（以下「貸出希望者」という。）の負担とする。

### 6 貸出手続

- (1) 妊婦体験ジャケット等の貸出希望者は、貸出申込書（様式1）を労働政策課長に提出するものとする。
- (2) 貸出の申込みについては、貸出しを希望する日の3か月前から受け付けるものとする。
- (3) 労働政策課長は、(1)の申込みが適当と認めるときは、貸出希望者に対し、妊婦体験ジャケット等を貸し出すものとする。  
この場合において、貸出期間が重複する複数の申込みがあった場合は、先着順とする。
- (4) 貸出希望者は、原則として、妊婦体験ジャケット等を労働政策課から直接受け取り、及び返却するものとする。
- (5) 労働政策課長は、妊婦体験ジャケット等を貸し出したときは、貸出台帳(様式2)により管理するものとする。

### 7 損害賠償

- (1) 貸出希望者が故意又は過失により妊婦体験ジャケット等を滅失し、又は損傷させたときは、労働政策課長は、現物又は実費をもって賠償させることができる。
- (2) 貸出希望者は、妊婦体験ジャケット等の貸出し又は使用に伴い第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が県の責めに帰すべき

理由により生じた場合は、この限りではない。

## 8 留意事項

労働政策課長は、貸出希望者が次の①～④の事項に違反し、かつ、是正される見込みがないと認めるときは、妊婦体験ジャケット等の使用を禁止し、貸出しを取り消すことができる。

これにより生じた損害は、貸出希望者の負担とする。

- ①妊婦体験ジャケット等を営利目的に使用しないこと。
- ②妊婦体験ジャケット等を使用して山口県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになる活動をしなすこと。
- ③妊婦体験ジャケット等を使用して法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある活動をしなすこと。
- ④妊婦体験ジャケット等を第三者に転貸しないこと。

## 9 その他

この要領に定めのない事項は、貸出希望者と労働政策課長が協議して決定するものとする。

### 附 則

この要領は、平成29年6月12日施行から施行する。

### 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。